		日号外	ページ
五三	国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示	一〇	二
五四			
五五	南パンジャブ地域における小児保健医療施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件	一〇	二
五六	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件	一〇	二
五七	ボリビア多民族国政府に対する贈与に関する日本国政府とボリビア多民族国政府との間の書簡の交換に関する件	一〇	二
五八	国際連合教育科学文化機関の賛助する水災害の危険及び危機管理のための国際センター（第二区分）の日本国における継続に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の協定の有効期間を延長する議定書の署名及び効力発生に関する件	一〇	二
五九	フィリピン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件	一二	四
六〇	ラオス人民民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件	一二	四
六一	東ティモール民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件	一二	四
六二	円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の口上書の交換に関する件	一六	四
六三	第四次多数国間投資基金を設定する協定の効力発生に関する件	一六32	四
六四	円借款の供与に関する日本国政府とガイアナ協同共和国王国政府との間の書簡の交換に関する件	一八	二
六五	「政府調達に関する協定」を改正する議定書」によって改正された「政府調達に関する協定」附属書Ⅰに掲げる我が国の基準額に対応する邦貨換算額の通報に関する件	一九	二
六六	紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示	一九35	一七
六七	アジア開発銀行を設立する協定の一部の改正に関する件	二〇	五
六八	円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の口上書の交換に関する件	二四	一
六九	グアテマラ共和国における持続可能な農業経営、収穫後処理施設の整備及び栄養改善の推進を通じた先住民コミュニティの強靭性向上計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件	二四	一
七〇	フィリピン共和国における紛争影響地域の離島における国内避難民のための母子保健サービス強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件	二四	一
七一	返納を命じた旅券を無効とする件	二五	二
七二	防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件	二六	四
七三	航空業務に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の効力発生に関する件	二七40	一三
	○財務省		
三〇	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示	五26	一〇
三一	国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示	五26	一〇
三二	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	五26	一一
三三			
三四	国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示	五26	一二
三五	政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	五26	一二
三六	—国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	一二30	三六
四四			
四五	—国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	一二30	四四
四七			
四八	—個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示	一二30	四五
五〇			
五一	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第二条第九号の規定に基づき財務大臣が定める外国の法人を定める件の一部を改正する件	一七	二
五二	国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件	二七	四
	○財務省、農林水産省		
四	株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件	一九35	一三
五	農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件	一九35	一四
六	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件	一九35	一五